

公

告

本組合、通常総代会招集について、定款第5条の規程により第22回通常総代会開催を次のとおり公告いたします。

令和2年 3月27日

新おたる農業協同組合
代表理事組合長 森 一義

記

- 1、開催日時 令和2年 4月10日(金曜日)午前9時00分
- 2、場 所 仁木町民センター(余市郡仁木町西町1丁目36番地1)
- 3、附議事項 下記議案のとおり

議案第1号 令和元年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表の承認について

令和元年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表を確定させるために承認を願うものです。

又、経営基盤強化積立金の積立、固定資産等拡充強化積立金の積立については、定款65条に定める組合事業の改善のための支出にあてることを目的とする事の承認を願うものです。

議案第2号 令和2年度事業計画の設定について

令和2年度事業計画の承認を願うものであります。

なお、年度の途中において事業計画のうち軽微な事項につき一部変更を要するに至ったときは、理事会に一任願いたい。

議案第3号 第8次農業振興計画及び中期経営計画の設定について

令和2年度からの第8次農業振興計画及び中期経営計画の承認を願うものであります。

議案第4号 賦課金の賦課及び徴収方法について

定款第24条に定めのある経費の賦課について、令和2年度の賦課金について承認を願うものであります。

令和2年度における営農指導事業に係わる賦課金の賦課及び徴収方法については次のとおりといたしたい。(消費税の課税判定は課税対象外である。)

戸数割	正組合員1戸あたり	15,000円
耕作面積割 (10a当たり)	田・畑	300円
	採草放牧地(飼料用作物も含む)	50円
賦課基準日は令和2年6月末を基準とし、徴収方法は令和2年11月13日を期日とし貯金・クミカン・または現金により徴収する。最終期限は令和2年11月30日とする。		

議案第5号 役員報酬の支給について

令和2年度の役員報酬について承認を願うものであります。

平成2年度の役員報酬等については、組合員5名から構成される「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。

- (1) 理事10名の報酬については総額は9,850千円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。
- (2) 監事3名の報酬の総額は1,450千円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については監事会に一任願いたい。

議案第6号 定款の一部変更について

下記のとおり変更いたしたい。

1. 変更理由 農協法第30条の4第1項第2号及び農協法施行規則第78条の2の改正に伴い、役員欠格事由を変更する。
農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、関連項目を変更する。
余裕金の運用について、JAバンク基本方針の実態を反映して、預け先から農林中金を削除する。
なお、変更許可申請に際し、行政庁より字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第7号 [定款附属書]総代選挙規程の一部変更について

下記のとおり変更いたしたい。

1. 変更理由 定款の一部改正と同様に役員欠格事由を変更する。
なお、変更許可申請に際し、行政庁より字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第8号 信用事業規程の一部変更について

下記のとおり変更いたしたい。

1. 変更理由 大口信用供与等規制の見直し令和2年4月1日から実施されることに伴い、信用の供与等の限度について整備を行う。
なお、変更許可申請に際し、行政庁より字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第9号 役員退職慰労金支給規程の制定について

下記のとおり制定いたしたい。

1. 制定理由 役員退任時に退職慰労金として支給するために制定するものであります。

議案第10号 役員選任について

本年度総代会の終結をもって理事及び監事全員の任期が満了となることから選任を願うものであります。
任期満了により、役員推薦会議において理事候補者10名、監事候補者3名が推薦されたので選任願いたい。
なお、監事の議案については、監事全員の同意を得ております。

報告事項 I

令和元年度労働保険事務組合保険料徴収・納付状況について
別記のとおり報告いたします。